五十二　移住・定住対策に要する経費があること。

五十三　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

五十四　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

五十五　災害時帰宅困難者対策事業に要する経費があること。

五十六　連携中枢都市圏構想の推進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施及び移住者の受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A＋B×0.5＋C×0.8＋D×0.2＋E

算式の符号

A　連携中枢都市圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。）

B　連携中枢都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十二　移住・定住対策に要する経費があること。

五十三　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

五十四　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

五十五　災害時帰宅困難者対策事業に要する経費があること。

五十六　連携中枢都市圏構想の推進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施及び移住者の受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A＋B×0.5＋C×0.8＋D×0.2＋E

算式の符号

A　連携中枢都市圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。）

B　連携中枢都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額